

生活支援サービス契約書

株式会社MBS（以下「甲」という）と_____ [契約者氏名]（以下「乙」という）とは、賃貸借の目的である建物「タムスさくらレジデンス篠崎」（サービス付き高齢者向け住宅）における乙に提供する生活支援サービスについて、次のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

甲は、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できるよう、乙に対し、サービス付き高齢者向け住宅における基本サービス（必須サービス）を提供するとともに、乙の希望に応じて、その他のサービス（選択サービス）を提供することを約し、乙は、その対価として第4条に定めるサービス料金を甲に支払うことを約します。

第2条（生活支援サービスの内容）

甲が乙に提供する生活支援サービスの内容の詳細は、生活支援サービス重要事項説明書（以下「重要事項説明書」という）に記載します。

第3条（サービス提供の記録）

- 1 甲は、乙の希望により提供する選択サービスについては、月毎にその提供の実績を、翌月20日までに、乙に対し書面により提示し、確認を受けることとします。
- 2 甲は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第19条の規定に基づき、サービスの提供に関する諸記録を作成し、各事業年度終了後2年間保存します。
- 3 乙は、甲において、乙に関する第2項の諸記録を閲覧できます。

第4条（サービス料金等）

- 1 基本サービス（状況把握（安否確認）、生活相談、緊急時対応）の料金は、月額金11,000円（消費税込）とし、1か月に満たない期間のサービス料金については、1か月を30日として日割計算した額とします。
- 2 フロントサービス費（宅配預かり、来訪者管理、タクシーの手配等）の料金は、月額金10,000円（消費税込）とし、1か月に満たない期間のサービス料金については、1か月を30日として日割計算した額とします。
- 3 選択サービスの料金については、重要事項説明書に記載した料金を基に月単位で計算します。

第5条（サービス料金の変更）

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができます。

第6条（サービス料金の支払）

- 1 第4条第1項に定める基本サービスの料金及び第4条第2項に定めるフロントサービス費について、当月分を甲は請求書に明細を付して毎月翌月20日までに乙に請求し、乙は、翌月末日までに甲へ口座振替払の方法で支払います。
- 2 第4条第3項に定める選択サービスの料金について、当月分を甲は請求書に明細を付して毎月翌月20日までに乙に請求し、乙は、翌月末日までに甲へ口座振替払の方法で支払います。
- 3 乙が月途中で本契約を解除した場合、1か月を30日として日割り計算の方法により甲が精算します。
- 4 甲は、乙から料金の支払を受けたときは、乙に領収書を発行します。

第7条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、本契約成立の日から2年とします。ただし、事由の如何を問わず、タムスさくらレジデンス篠崎における賃貸借契約が終了したとき及び乙が死亡したときは、本契約も終了します。
- 2 契約期間満了日の30日前までに、乙または乙の代理人から書面による契約解除の申し出がない場合、本契約は自動更新され、更新後の契約期間は2年とします。

第8条（事業者からの契約解除）

- 1 甲は、乙の行動が他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。
- 2 前項の場合、事業者は次の手続を行います。
 - ①一定の観察期間をおくこと。
 - ②主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。
 - ③契約解除の通告について30日の予告期間をおくこと。
 - ④前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。
- 3 甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納した場合において、乙に対し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除することがあります。

第9条（利用者からの中途解約）

乙は、甲に対して、30日の予告期間において文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

第10条（秘密保持）

- 1 甲及びその従業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- 2 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する場合がある場合は、必要の都度、乙の同意を得るものとします。

- 3 入居者及びその家族等の個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）を遵守します。

第11条（緊急時の対応等）

甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。

第12条（賠償責任）

甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。

第13条（相談・苦情対応）

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

第14条（重要事項説明確認）

契約の締結に当たり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

第15条（本契約に定めのない事項）

- 1 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議のうえ定めます。

第16条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、タムスさくらレジデンス篠崎の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

第17条（連帯保証人）

- 1 連帯保証人（以下「丙」という。）は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。
- 2 前項の丙の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とする。
- 3 丙が負担する債務の元本は、乙又は丙が死亡したときに、確定するものとする。
- 4 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

第18条（身元引受人の指定）

- 1 乙は、乙の病気、死亡等に備えて、甲からの連絡、相談等に応じ、適切な対応を行う者として、緊急連絡先となる者（身元引受人）を定めることができる。
- 2 緊急連絡先となる者（身元引受人）に支障が生じた場合にあっては、乙は、甲に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。この場合においては、乙は、甲の承認を得て、新たな緊急連絡先となる者（身元引受人）を定めることができる。

第19条（身元引受人）

- 1 甲は乙に対し、身元引受人を求めます。
- 2 身元引受人は次の各号の責任を負います。
 - 一 乙が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること
 - 二 契約終了の場合、甲と連携して乙の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること
 - 三 乙が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引受その他必要な措置をとること
 - 四 その他、この契約に基づく乙の甲に対する一切の債務につき、入居者と連帯で履行する責任を負う

前記の契約を証するため、甲及び乙は本契約を締結し、また甲及び丙は上記のとおり乙の債務について保証契約を締結したことを証するため、本契約書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

甲（登録事業者）

<住所> 東京都港区南麻布5丁目3番39号

<氏名> 株式会社MBS 代表取締役 小松原弘史 印

乙（契約者）

<住所>

<氏名> 印

丙（連帯保証人）

<住所>

<氏名> 印

<極度額> 200万円